

令和 7 年度福島県 L P ガス料金高騰対策事業助成金交付要綱

令和 7 年 8 月 2 6 日

一般社団法人福島県 L P ガス協会

(趣旨)

第 1 条 一般社団法人福島県 L P ガス協会（以下「協会」という。）は、L P ガス販売事業者が実施する L P ガス料金の高騰の影響を受けている一般家庭及び事業者に対して値引き事業に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 協会

L P ガス料金高騰対策事業を実施する者として、一般社団法人福島県 L P ガス協会をいう。

(2) 一般消費者等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号。以下「液化石油ガス法」という。）第 2 条第 2 項に規定する一般消費者等及びガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号）第 3 条の登録を受けた者から L P ガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者をいい、いずれも県内に住所を有する者をいう。ただし、工業的な利用者は含まない。

(3) L P ガス販売事業者

液化石油ガス法第 3 条第 1 項の登録を受けた者及びガス事業法第 3 条の登録を受けた者であって、一般消費者等に L P ガスを販売する者をいう。

(交付対象者及び助成率等)

第 3 条 協会は、L P ガス販売事業者が行う L P ガス料金値引きの原資に対して、福島県から受けた交付決定額の範囲内で助成金を交付する。

2 値引き原資の支援対象とする一般消費者等は、福島県内で L P ガスを消費する一般消費者等とする。ただし、国または地方公共団体により管理等が行われている施設は除く。

3 助成事業及び助成率は別表のとおりとする。

4 助成金の交付の対象期間は、令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日までの間に行われる検針に基づいた値引きとする。

(助成金の交付申請等)

第 4 条 L P ガス販売事業者は、助成金の交付申請及び概算払いの請求をしようとするときは、L P ガス料金高騰対策事業助成金交付申請書兼概算払請求書（様式第 1 - 1 号）に次に掲げる書類を添えて協会に提出するものとし、その提出期限は、協会が別に定める日とする。

(1) L P ガス料金高騰対策事業助成金 振込先確認書（様式第 1 - 2 号）

(2) L P ガス料金高騰対策事業 誓約事項等同意書（様式第 1 - 3 号）

(3) 協会が必要と認める書類

- 2 LPガス販売事業者は、前項の助成金の申請に当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税を減額して交付申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 協会は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、交付決定を行い、LPガス料金高騰対策事業助成金交付決定通知書（様式第2号）をLPガス販売事業者に送付するものとする。

- 2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(変更の承認申請)

第6条 LPガス販売事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめLPガス料金高騰対策事業助成金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 一般消費者等の数が大幅に増加することにより、助成金交付決定額を上回るおそれがあるとき

- (2) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

- (3) 助成事業の全部または一部を他に承継させようとするとき

- (4) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）

- 2 協会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

- 3 LPガス販売事業者は、第1項各号以外の事項を変更する場合は、あらかじめ協会に連絡しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第7条 LPガス販売事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を協会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

第8条 LPガス販売事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにLPガス料金高騰対策事業助成金事故報告書（様式第4号）を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 LPガス販売事業者は、助成事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は令和7年11月30日のいずれか早い日までに、LPガス料金高騰対策事業実績報告書兼請求書（様式第5-1号）に次の各号に

掲げる書類を添えて、協会に提出しなければならない。

(1) 内訳明細（値引きを行った一般消費者等の一覧）（様式第5－2号）

(2) その他会長が必要と認める書類

- 2 協会は、L Pガス販売事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずる。
- 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 協会は、L Pガス販売事業者が次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- (1) L Pガス販売事業者が、法令、条例、本要綱又は法令、条例若しくは本要綱に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) L Pガス販売事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (3) L Pガス販売事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) L Pガス販売事業者が、助成事業実施期間の終了までに助成事業を完了しなかった場合
- (6) L Pガス販売事業者が、第9条第1項に定める期限内に実績報告書を提出しなかったとき

- 2 協会は、前項の取消をした場合において既に当該取消に係る部分に対する助成金が交付されている場合、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 協会は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（会計帳簿の整備等）

第11条 L Pガス販売事業者は、当該助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管し、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第12条 協会は、この要綱に定めるもののほか、助成事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和５年８月１８日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、令和６年１月２２日から施行する。
- ２ 旧要綱に基づく補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、令和６年１０月２８日から施行する。
- ２ 旧要綱に基づく補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、令和７年２月６日から施行する。
- ２ 旧要綱に基づく補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、令和７年８月２６日から施行する。
- ２ 旧要綱に基づく補助金については、なお、従前の例による。

別表（第３条第３項関係）

助成事業		助成率
内容	助成対象額	
ＬＰガス料金の値引きを行うＬＰガス販売事業者に対する助成	福島県が指定する値引き額 上限７００円（消費税等を除く）又は上限７７０円（消費税等を含む）に一般消費者等の数を乗じた額を予算の範囲内で助成する。 上限７００円（税抜）①又は上限７７０円（税込）②の計算式は以下のとおりとする。 ①助成額＝７００円（税抜）×一般消費者等の数 ②助成額＝７７０円（税込）×一般消費者等の数÷１．１	１０／１０
ＬＰガス販売事業者が実施する値引き事務に要する経費支援 （右記契約者区分に該当する値引きの対象世帯数・事業者数に応じて支援額を助成）	契約者区分（件）	
	１～１００未満	
	１００～５００未満	
	５００～１，０００未満	
	１，０００～５，０００未満	
	５，０００～１０，０００未満	
	１０，０００～	
	支援額（円）	
	３０，０００	
	１００，０００	
	１６０，０００	
	２００，０００	
	３００，０００	
	４００，０００	

※要綱に記載の各様式については、福島県ＬＰガス協会の特設ページに掲載しております。